

件名：設計図書の誤記について【交通安全施設整備工事(R6-02)】

令和6年3月14日に開札をした下記の工事（見積合せ）において、設計図書の表記に誤りがあったことが判明しました。このような事態を招いたことを深くお詫びしますとともに、再発防止に取り組んでまいります。

【案件名】

交通安全施設整備工事(R6-02)

契約締結日 令和6年3月29日（予定）

【判明の経緯】

- 1 開札後に、本件見積合せに参加した者から、次のような連絡がありました。
3月15日から電子入札システムが停止しており、見積合せの結果を見ることができない状態となっているが、このまま落札決定すれば、もし違算があったとしても、結果が覆ることはないということか（自分以外の者が落札候補者となっているが、なぜ結果が見られないまま落札決定しようとしているのか、という意味）。
- 2 積算担当課で確認したところ、夜間施工の単価において、「昼間作業」との誤記があることが判明しました。

【今後の対応】

自転車通行空間用の区画線である「青矢羽」設置の夜間施工の単価について、昼間作業の単価を採用して積算していると誤解するおそれがある表記があったものですが、仮に昼間作業の単価を採用して積算していた場合であっても、落札候補者が別の者となる可能性はない結果でした。さらに、次の理由により、落札候補者との契約手続を継続することとしました。

- (1) 本工事内訳書の「費目・工種・種別・細別・規格」欄は「区画線設置（市場単価） 夜間有 青矢羽 青色 塗布厚1.5mm」となっていること。その代価表の枠外の表記もこれと同じである上で、「名称・規格」欄が「区画線工（市場単価） 夜間施工 青矢羽マークAタイプ100×180cm（熔融式カラーリング材、硬質骨材の含有率20%以上）」の後に続けて「昼間作業」という記載となっていること。これとは別に、本工事内訳書に「区画線設置（市場単価） 夜間無 青矢羽 青色 塗布厚1.5mm」の項があり、その代価表の「名称・規格」欄も「区画線工（市場単価） 夜間施工 青矢羽マークAタイプ100×180cm（熔融式カラーリング材、硬質骨材の含有率20%以上）」の後に続けて「昼間作業」という記載となっていること。これらから、夜間施工に係る「昼間作業」という語句が誤記であることは容易に読み取れること。また、特記仕様書に、例外的に「昼間作業」の単価を採用するとの記載はなく、これまでの発注例からも、本件で夜間施工の単価に「昼間

作業」の単価を採用するとは考えられないこと。

- (2) 予定価格及び最低制限価格は、正である夜間作業に対応する単価に基づいて算定されており、誤っていないこと。
- (3) 予定価格の範囲内で最低制限価格以上の有効な見積のうち最も低い額で見積もった者を落札候補者としていること。

【発生の原因】

設計積算システムにおいて、設計を進める中で、昼間施工の項の記載をコピーして夜間施工の項に貼り付けた際に、記載内容の削除が漏れたために起きたものです。

本来は、夜間単価の項目が登録されているため、当該単価を使用すればよく、コピーして手入力で修正する必要はなかったものです。

この前提で、チェックシートに基づいて規格欄の確認をしていたため、確認もれが生じたものです。

【再発防止策】

- 1 登録されている単価を使用するよう、徹底を図りました。
- 2 現在用いている積算チェックリスト中の「規格欄の確認」が機能しなかったため、手入力の可能性も考えて確認することとしました。

積算担当課 土木部 交通対策課

(契約課 工事担当)